

5 類感染症への移行を踏まえた本市の対応について

本 部 長

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行することを踏まえた本市の対応は以下の通りとする。

1 本市における発熱等患者の対応について

- ・別紙参照

2 仙台市危機対策本部の廃止

- ・「仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、仙台市危機対策本部を設置してきたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することで、当行動計画の対象外となることから、5月7日をもって仙台市危機対策本部を廃止

3 市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインの廃止

- ・イベント主催者、施設等に対する県からの要請が5月7日をもって廃止されることを踏まえ、本市の「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」についても同日をもって廃止し、5月8日以降は施設等の判断により、必要に応じて検温や消毒液の設置等、感染対策を実施

4 市民、事業者への呼び掛け・情報提供

- ・5類感染症移行に合わせ見直した市ホームページやSNS等を通じて、状況に応じた感染対策の実施を引き続き呼び掛けるとともに、感染状況等の情報についてもお知らせ

5 新型コロナウイルス感染症対応にかかる検証報告書の作成

- ・本市のこれまでの対応を全庁的・総括的に振り返り、検証結果を記した報告書を令和5年度末までに作成・公表